

四国旅客鉄道㈱の旅客運賃

1 普通旅客運賃（10kmまでの場合）（幹線）

令和4年12月9日認可 令和5年5月20日実施

区 分	1 kmから 3 kmまで	4 kmから 6 kmまで	7 kmから10kmまで
幹線のみを乗車する場合	190円	240円	280円

2 鉄道の普通旅客運賃の賃率（幹線）

100キロメートルまでの場合

営業キロの区間	普通旅客運賃
11km から15km まで	330 円
16km から20km まで	430 円
21km から25km まで	530 円
26km から30km まで	630 円
31km から35km まで	740 円
36km から40km まで	850 円
41km から45km まで	980 円
46km から50km まで	1,080 円
51km から60km まで	1,240 円
61km から70km まで	1,430 円
71km から80km まで	1,640 円
81km から90km まで	1,830 円
91km から100km まで	2,010 円

100キロメートルを超える場合

営業キロ	賃率
100kmを超え、200kmまでの部分	1kmにつき 19 円 20 銭
200kmを超え、300kmまでの部分	1kmにつき 16 円 20 銭
300kmを超え、600kmまでの部分	1kmにつき 12 円 85 銭
600kmを超える部分	1kmにつき 7 円 5 銭

3 普通旅客運賃の計算方法

100キロメートルを超える場合

鉄道の普通旅客運賃は、営業キロの区間別に定めるものとし、その額は、各区間の中央の営業キロに前項の賃率を乗じ、50円未満の端数を切り捨てて、又は50円以上の端数を切り上げて100円単位とした額に1.10（消費税及び地方消費税）を乗じた額を四捨五入し、10円単位とした額。

4 加算普通旅客運賃

宇多津・児島の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間を連続して乗車する場合は、計算した普通旅客運賃に宇多津・児島間の加算普通旅客運賃として110円を加算する。

5 地方交通線運賃

発駅及び着駅間の擬制キロを営業キロとして、幹線のみを乗車する場合の普通旅客運賃を適用する。

6 四国旅客鉄道㈱と他の旅客会社の鉄道の営業線を連続して乗車する場合の普通旅客運賃

通算した営業キロ又は運賃計算キロに基づき計算した各会社の旅客運賃（基準額）に、四国旅客鉄道㈱社線の乗車区間に対する営業キロ又は運賃計算キロによる基準額と営業キロ又は運賃計算キロによる四国旅客鉄道㈱の旅客運賃との差額（加算額）を加算する。